国立大学法人高知大学学長選考・監察会議規則

（平成16年４月１日
規則第５号）

最終改正　令和８年３月19日規則第114号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第15条第２項の規定に基づき、国立大学法人高知大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1)　国立大学法人高知大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）規則第２条第１項第３号の委員のうちから、経営協議会で選出された者　６人

(2)　国立大学法人高知大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）規則第２条第１項の評議員（学長及び理事並びに学長及び理事が兼務する者を除く。）のうちから、教育研究評議会から選出された者　６人

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　学長候補者に推薦された委員は、立候補の意思を表明した時点で当該委員の職を辞任するものとし、直ちに経営協議会又は教育研究評議会において後任を補充する。後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　学長候補者の推薦者となった者は、当該推薦に係る学長候補者の選考が行われる間、前２項の後任の委員になることはできない。

（審議事項）

第３条　学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　学長候補者の選考に関する事項

(2)　学長の解任等に関する事項

(3)　学長の業績評価に関する事項

(4)　学長の任期に関する事項

(5)　学長選考に関する規程、細則、基準等の制定に関する事項

(6)　国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第４項に規定する大学総括理事を

置くことに関する事項

(7)　その他学長の選考等に関する事項

（議長）

第４条　学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

２　議長は、学長選考・監察会議を招集し、主宰する。

３　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が代理する。

（会議）

第５条　学長選考・監察会議は、委員の３分の２以上の出席をもって成立するものとする。

２　会議は、議長を除く出席した委員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、国立大学法人高知大学学長選考等規則第13条に規定する学長候補者の最終選考に関する事項は除くものとする。

（委員以外の者の出席）

第６条　議長が必要と認めるときは、学長選考・監察会議の同意を得て、委員以外の者を学長選考・監察会議に出席させることができる。

（学内関係者の協力）

第６条の２　学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学の学長、理事及び職員に対し、情報の提供その他の必要な依頼を行うことができる。

２　国立大学法人高知大学の学長、理事及び職員は、前項の依頼に対し、誠実に協力するものとする。

（秘密保持義務）

第６条の３　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務）

第７条　学長選考・監察会議に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が別に定める。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成16年11月11日から施行する。

附　則

この規則は、平成17年５月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成17年７月１日から施行する。

附　則（平成18年10月30日規則第58号）

この規則は、平成18年10月30日から施行し、平成18年４月12日から適用する。

附　則（平成23年10月19日規則第30号）

この規則は、平成23年10月19日から施行する。

附　則（平成26年５月16日規則第６号）

この規則は、平成26年５月16日から施行する。

附　則（平成27年１月26日規則第37号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年１月29日規則第67号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月18日規則第79号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１月22日規則第29号）

この規則は、令和３年１月22日から施行する。

附　則（令和４年１月27日規則第54号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月17日規則第131号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月19日規則第114号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。